

養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、若者の定住を促進し、本町の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、町内に住宅を取得する若者に対し、住宅取得に係る補助金を交付するものとし、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) I・Jターン世帯 世帯員全員が、転入日より前に町内に住所を有したことがない世帯をいう。
- (2) Uターン世帯 転入時点において、町外へ転出してから2年以上経過する者で、定住の意志をもって、本町へ再度転入する者を含む世帯をいう。
- (3) 住宅 居室、台所、トイレ及び浴室を有し、専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（店舗、事務所等との併用住宅にあつては、その居住部分の延床面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。
- (4) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。
- (5) 建売住宅 販売を目的として建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。
- (6) 中古住宅 過去に人の居住の用に供されたことのある住宅をいう。

(対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に所在し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成31年4月1日以後に取得した新築住宅又は購入した建売住宅若しくは中古住宅であること。
- (2) 当該住宅及びその敷地となる土地の取得に係る費用の合計額が500万円を超える物件であること。

(3) 申請日において、当該住宅の所有権の保存又は移転の登記が完了されている住宅であること。

2 前項に規定する場合において、当該住宅が次の各号いずれかに該当するときは、対象住宅としない。

- (1) 別荘等の一時的に使用するものであるとき。
- (2) 賃貸等の営利を目的としたものであるとき。
- (3) 既存住宅の増築、贈与又は相続により所有権を取得したものであるとき。
- (4) 申請者の所有する住宅を取り壊して、新たに建設したものであるとき。
- (5) 申請者の所有する住宅（町内に所在するものに限る。）から転居し、新たに所有権を取得したものであるとき。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象住宅の所有権を取得した者（共有により対象住宅の所有権を取得した場合においては、その持ち分が最大の者とする。なお、本人と配偶者の持ち分の合計が所有権の2分の1以上となっている場合に限る。）のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 町内に自己の居住の用に供するための対象住宅を取得し、当該住宅の所在地に住民登録をしている者又は転入後4年以内に対象住宅を取得し、当該住宅の所在地に住民登録をしている者であること。
- (2) 住宅の所有権の保存又は移転の登記が完了した日（以下「基準日」という。）において、満40歳未満の者であること。
- (3) I・Jターン世帯又はUターン世帯に属する世帯員であること。
- (4) 世帯員全員に、町税等の滞納がないこと。
- (5) 町内に10年以上定住する意思があること。
- (6) 養老町三世代同居・近居住宅取得支援補助金を申請しない世帯の世帯員であること。

(補助金の額及び方法)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

| 世帯の区分 | 補助金額 |
|-------|------|
|-------|------|

| | |
|----------|------|
| I・Jターン世帯 | 30万円 |
| Uターン世帯 | 25万円 |

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準日以後6か月を経過する日までに、養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金交付申請に係る誓約書（様式第2号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 対象住宅の配置図及び各階平面図
- (3) 建物の登記事項証明書
- (4) 第4条第3号に該当することを証する書類
- (5) 対象住宅の外観写真
- (6) 転入前の市町村発行の市町村税完納証明書（該当者のみ）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を明記の上、養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、補助金の交付の可否を決定するにあたり、担当課の職員をして対象住宅の状況を確認させることができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還

を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 当該補助金の交付決定を受けた日から 10 年を経過する前に町外へ転出したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずるときは、養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金取消(返還)決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
(養老町子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 養老町子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱(平成 28 年養老町告示第 116 号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。ただし、同日以前に住宅の所有権の保存又は移転の登記が完了した事案に係る旧要綱の適用及び旧要綱第 9 条に規定する要件に該当する事案に係る旧要綱の適用については、同日後もなおその効力を有する。

(この要綱の失効等)

- 3 この要綱は、平成 35 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に住宅の所有権の保存又は移転の登記が完了した事案に係るこの要綱の適用及び第 9 条に規定する要件に該当する事案に係るこの要綱の適用については、同日後もなおその効力を有する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定により交付決定がなされた住宅取得に係る補助金については、なお従前の例による。